

## 香美市イベント用物品貸出要綱

平成30年8月24日

告示第147号

香美市イベント用物品貸出要綱（平成18年香美市告示第136号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、地域コミュニティ活動の推進を図るため、香美市が保有するイベント用物品（以下「物品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出物品）

第2条 貸出しを行う物品は、別表のとおりとする。

（貸出対象）

第3条 物品の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる団体であって、その使用目的が営利活動、宗教活動及び政治活動でないものとする。

- (1) 市内の自治会等の自治組織
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者で構成されている団体
- (3) その他市長が適当と認める団体

（申請）

第4条 物品の貸出しを受けようとする団体の責任者（以下「申込者」という。）は、借用申請書様式第1号を使用日の7日前までに市長に提出しなければならない。

（貸出許可）

第5条 市長は、前条による借用申請書が提出された場合、申請の内容を審査の上、貸出しが適当であると認めた場合は、申込者に対し許可書を交付しなければならない。ただし、貸出しが不適當であると認めた場合は、不受理の通知をしなければならない。

（貸出期間）

第6条 物品の貸出期間は、10日以内とする。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、貸出期間を延長することができる。

（貸出料）

第7条 物品の貸出しは、無料とする。

（借受者の義務）

第8条 物品の貸出しの決定を受けた団体（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 借受者は、善良な管理をもって物品を管理しなければならない。
- (2) 借受者は、物品を破損し、又は滅失した場合は、速やかに市長に報告し、市長の指示に従って借受者がこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- (3) 借受者は、貸出しを受けた物品を転貸してはならない。
- (4) 借受者は、物品を返却する際には、汚れを落とし、乾燥した状態で返却しなければならない。

らない。

(賠償の減免)

第9条 前条の破損又は滅失等の場合における損害賠償については、市長が特に必要と認めた場合は、これを減免することができる。

(返却)

第10条 市長は、借受者が特別な事由なくして貸出期限までに返却しない場合、又はこの告示を遵守していないと市長が認めた場合は、物品の返却を命ずることができる。

(損害賠償責任)

第11条 市長は、物品の使用により借受者が被った損害又は障害に対する賠償責任を負わない。

(庶務)

第12条 物品の管理及び貸出しに関する庶務は、定住推進課が処理する。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか物品の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月24日から施行する。

附 則 (令和6年7月2日告示第130号)

この告示は、令和6年7月2日から施行し、改正後の香美市イベント用物品貸出要綱の規定は、令和6年7月2日から適用する。

別表 (第2条関係)

番号	名称	規格等	数量
1	クイックテント (大)	3.0×6.0 (m)	15
2	クイックテント (小)	3.0×3.0 (m)	15
3	テント用おもり	20kg	60
4	机	1800×450×700 (mm)	20
5	イス	440×530×730 (mm)	70